

地方就職支援金申請の手引き

2024 年度版

(豊橋市)
商工業振興課

目 次

	頁
1 地方就職支援金とは	1
2 支給対象	1
3 支援金の支給額	4
4 申請書類	7
5 交付の条件	7
6 支援金の返還	7
7 申請の期限	8
8 支援金支給後の確認	9
9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法	9

1 地方就職支援金とは

地方就職支援金とは、東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学部生で、卒業後、豊橋市へ移住し、愛知県内を勤務地とする企業に就職する方が、地方で行う就職活動に要する交通費に対し、国・愛知県・豊橋市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 支給対象」を満たす方が対象となります。

2 支給対象

次の（１）、（２）及び（３）の全てを満たす方

移住等に関する要件

（１）移住元に関する要件

次のア、イの全てに該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏^{※1}内（条件不利地域^{※2}を除く）のキャンパスに在学（原則４年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

<本支援金の対象者>

区 分	対象可否
大学生（四年生大学） （飛び級により４年未満で卒業する場合を含む）	○
大学院生	×
短大生	×
高専生	×

※1 「東京圏」とは、以下のとおりです。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、
御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、
小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市
いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

イ 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

⇒ 住民票が東京圏外の地域（または東京圏のうち条件不利地域）にある学生であっても、東京圏内での居住実態が確認できれば要件を満たします。

（２）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- イ 卒業後に上記内定企業に就職し、豊橋市に地方就職支援金の申請日から1年以内に転入する意思を有していること。
- ウ 豊橋市に、地方就職支援金の転入日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他愛知県又は豊橋市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- エ 移住支援金の支給を受けた者ではないこと。

注意

申請者が地方就職支援金と移住支援金^{*}の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※移住支援金

東京 23 区の在住・在勤者で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して給付する支援金。住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと等を要件としている。

就業（就業先）に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (3) 条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。
- (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (6) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込であること。
- (7) 当該地域への勤務地限定型社員[※]としての採用予定であること。

※勤務地限定型社員とは就業地（就業場所）を豊橋市からの通勤が可能な地域に限定した採用に基づく社員のことです。

3 支援金の支給額

支援金の額は次のとおりです。

※支援金の支給は、就職する企業の内定後に、当該企業の就職活動（選考に係るもの（採用面接、採用試験等））に係る交通費を対象として、1人につき、1回限りの申請となります。

基準額	支給額
①実際に要した交通費の総額が 24,000円以上の場合	12,000円（定額）
②実際に要した交通費の総額が 24,000円に満たない場合	要した交通費の総額の1/2以内 （千円未満切捨て）

<支援金の対象となる経費>

- ① 政府の「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方（令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議決定）」に沿った卒業年度の6月1日以降の就職活動*（採用面接又は試験等）にかかる往復交通費の1/2以内の経費

※内定日が卒業年度の10月1日以降となる企業の就職活動に限ります。（どの時点の面接・試験かは問いません。）

※採用面接や採用試験以外（企業説明会やインターンシップ、内定後の懇親会等）に係る経費は対象外です。

- ② 内定先企業が発行した就職活動の日時、場所等がわかる案内（通知文、メール等）及び移動したことがわかる領収書（移動した日付、区間、金額がわかるもの）等により、要した交通費が確認できる経費*

※自家用車を使用した場合や徒歩・自転車等、交通費が発生していない場合は支給対象外となります。

注意

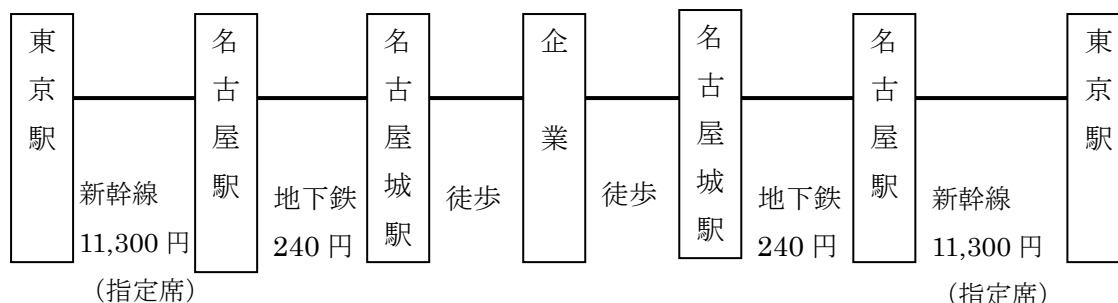
申請者が地方就職支援金と移住支援金*の支給要件を満たす場合であっても、両方を受給することはできません。（どちらか一方のみとなります。）

※移住支援金

東京23区の在住・在勤者で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して給付する支援金。住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと等を要件としている。

<支給額の具体例>

【パターン1】東京駅から名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に新幹線と地下鉄を使い、移動した場合



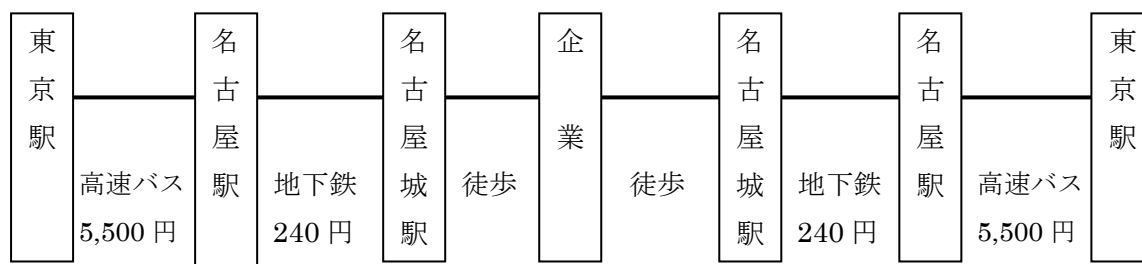
交通費総額

$$(11,300 \text{ 円 (新幹線)} + 240 \text{ 円 (地下鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 23,080 \text{ 円}$$

支援金支給額

$$23,080 \text{ 円} \times 1/2 = 11,540 \text{ 円} \Rightarrow 11,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

【パターン2】東京駅から名古屋市中区三の丸で面接を行う企業に高速バスと地下鉄を使い、移動した場合



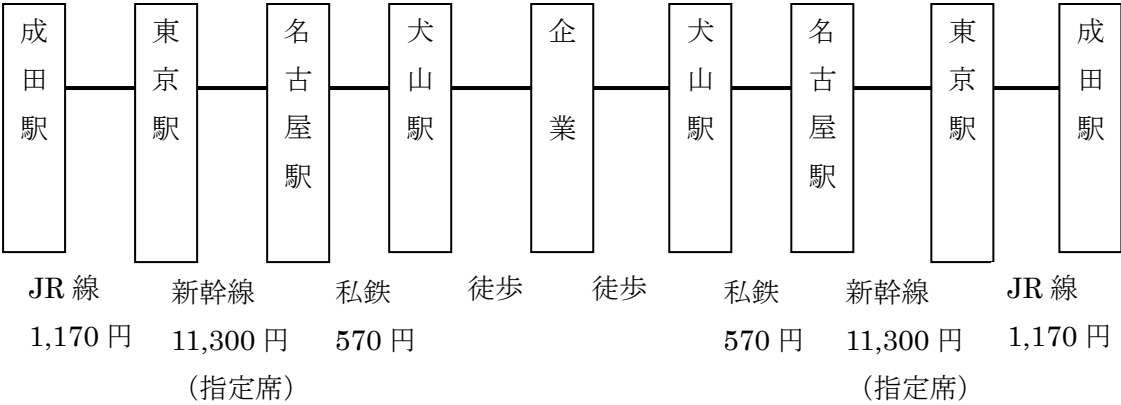
交通費総額

$$(5,500 \text{ 円 (高速バス)} + 240 \text{ 円 (地下鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 11,480 \text{ 円}$$

支援金支給額

$$11,480 \text{ 円} \times 1/2 = 5,740 \text{ 円} \Rightarrow 5,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)}$$

【パターン3】成田駅（千葉県）から犬山市で面接を行う企業に新幹線、JR線及び私鉄を使い、移動した場合



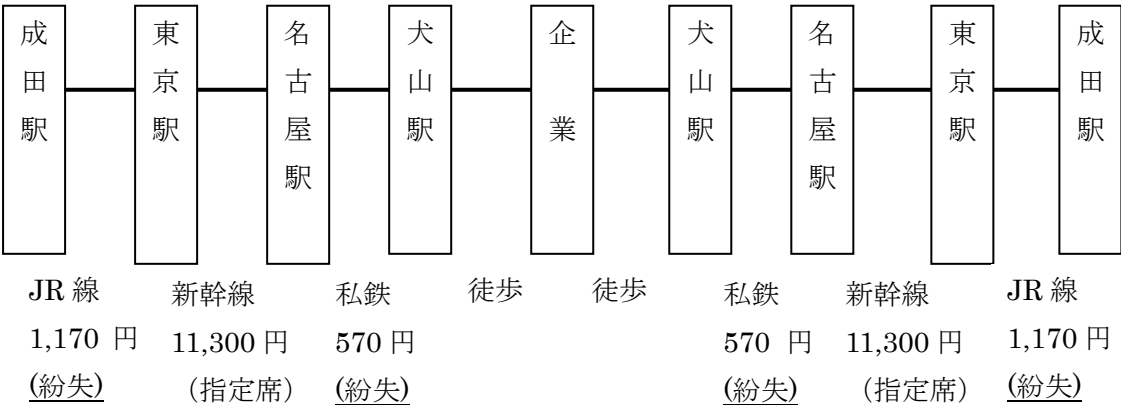
交通費総額

$$(1,170 \text{円 (JR)} + 11,300 \text{円 (新幹線)} + 570 \text{円 (私鉄)}) \times 2 \text{ (往復)} = 26,080 \text{円}$$

支援金支給額

$$26,080 \text{円} \times 1/2 = 13,040 \text{円} \Rightarrow 12,000 \text{円 (定額)}$$

【パターン4】上記パターン3のうち、JR線及び私鉄の交通費に係る領収書を紛失している場合



交通費総額

$$11,300 \text{円 (新幹線)} \times 2 \text{ (往復)} = 22,600 \text{円}^*$$

※領収書を紛失した区間は地方就職支援金の支給対象外となります。

支援金支給額

$$22,600 \text{円} \times 1/2 = 11,300 \text{円} \Rightarrow 11,000 \text{円 (千円未満切捨て)}$$

4 申請書類

支援金の申請に当たっては、別紙申請書類等一覧のとおり提出してください。

5 交付の条件

- (1) 支援金の転入日から5年以内に住所の変更があった場合、または支援金の就業日から1年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに豊橋市に報告してその指示を受けること。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び豊橋市から求められた場合には、それに応じること。

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県知事の同意を得たうえで豊橋市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

- (1) 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
 - (イ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
 - (ウ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、豊橋市に転入しなかった場合
 - (エ) 転入日から3年未満に豊橋市から転出した場合
 - (オ) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に支援金支給の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く）
- (2) 半額の返還
 - 転入日から3年以上5年以内に豊橋市から転出した場合

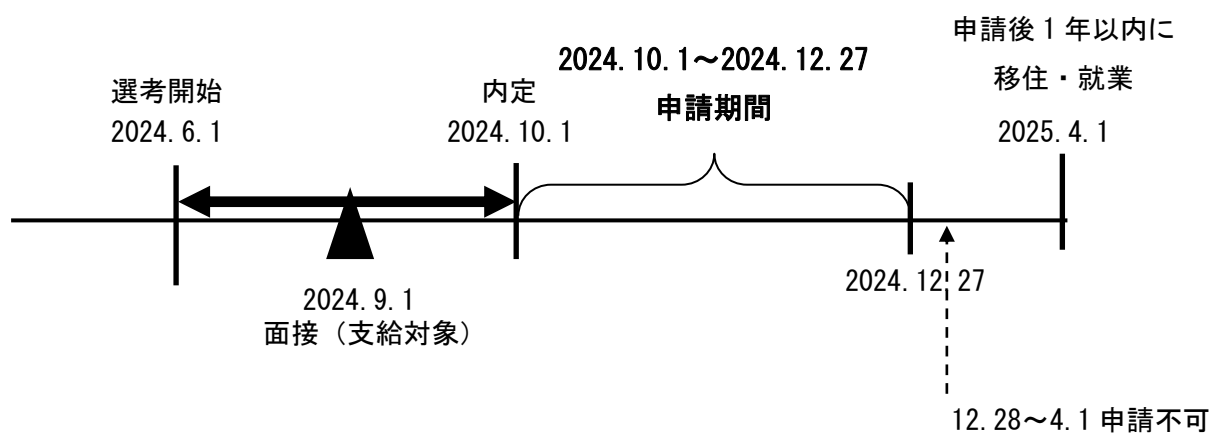
7 申請の期限

2024年12月27日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

【例】

2024年9月1日に採用面接を受け、同年10月1日に対象企業から内定を得た場合



8 支援金支給後の確認

6の返還要件に該当しないことを確認するため、申請後、一定の期間内に受給者及び就業先は、届出内容についての変更の有無に係る報告をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、支援金の返還となる可能性がありますので注意してください。

<届出の内容について>

	受給者		就業先	
	定期	随時	定期	随時
届出時期	支援金の申請日から起算して1年、3年及び5年	豊橋市地方就職支援金交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき	受給者の就業日から起算して1年	内定証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき
届出内容	住所 勤務先（勤務地）	住所 勤務先（勤務地）	就業条件 勤務地（就業場所）	就業条件 勤務地（就業場所）
使用様式	豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】（様式18-1）	豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】（様式18-1）	豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式18-2）	豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式18-2）

9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) 問合せ先・申請書の提出先

豊橋市役所 商工業振興課 人材・雇用サポートグループ
 〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 10階
 Tel (0532)51-2435 Fax (0532)55-9090
 E-mail shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

(2) 提出方法

窓口へ直接提出又は郵送
 ※FAXやE-Mailでの提出は不可